

昭和三十一年十二月十七日

福生町議会議長 田村利一

福生町議會議員

殿

福生町議會臨時會招集通知

来る十二月十九日午後一時福生町役場に右臨時會を招集する旨告示があつたので、議事同封の上通知致します。

① 遅刻は
會議の運営に大なる支障を招きますので、特に時間は厳守願します。

福島町議会議録

昭和二十七年十月十九日福島町議会議会を福島町役場に招集した

出席議員は左の通りである

田村政一

石川武雄

森田七一

井上頼太郎

歌樂美知

瀬古清彦

中野七五郎

貫井伊作

野島毎

村尾禮吉

船木甚平

並木町松

森田幸彦

橋本雄一

田村幾太郎

鮎沢美代子

村野北平

村野盛一

村尾四郎

田村利一

高橋孝一

一、地方自治法第百三十一條の規定により、会議事件説明のため出席した者は左

の通りである

町長

森田幸造

助役

秋山誠一

總務課長 大野忠一

税務課長 橋本孝彦

一本の書は、その通りである。

上野重勝

十二月十九日午後一時三十分福生町議会常会を告ぐる

十月十九日 午後一時 四ノ分 開議 了 了

今日の議事日程を報告する

日程才一 (議案才五八号) 上水道施設を置くにいて、

才五九号) 東京都西多摩郡福生町上水道施設之置置費 祿續

年期双支法

オスロ号) 特別会計設置について

カエ一号）昭和二十七年度東京都西多摩郡福生町上水道

事業歳入歳出算

$$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$

福生の一般職員の服勞の宣誓に關する條例の

東京多摩郡福生町役場

一部改正について

ノ
→
ス
三
△
五
)

福生町職員定数條例の一部改正について

ノ
才之四号

福生町特別雇員の給与並に費用弁償に関する

條例の一部改正について

六五号

福生町議定會定會條例設定_例について

文之文

取員の取務に専念する義務の特例に因する

條例制定について

ノ
ナ
ニ
ノ
ハ

福重町常任委員会條例の一部改正について

十六号

福生町税賦課金収條例の一部改正に關て

才大凡号

昭和壬午度福生丁公益賃屋歲入歲出追加更正并算

ノ
オ
七
々
号

公平委員会の事務委託について

3
中
七
一
号

昭和十七年度福_幸町歳入歳出追加更正予算(为三回)

斗七二号

指定券の受領に於て

議長(田村利一) 日程第一、第二、第三、第四は関連性のあるので一覽上程するに目し
会議の諮り全一一致一覽上程することに決定する旨を告げる

日程第一 上水道施設を置くにつて

日程第二 東京都西多摩郡上水道施設費の継続、延期又支出方法

日程第三 特別会計設定について

日程第四 昭和三十一年度東京都西多摩郡初生町上水道事業歳入歳出
予算

議長(田村利一) 右四件を上程する旨を告げる

書記 朗読

一、町長

水道準備委員会の努力により、愈々実施の段階にはいつた上水道事業
は、三十七、八兩年度継続事業とし、二五〇万円に上る目論見である。

本年度に於けるは、国又都の補助各五〇万円、起債一三〇万円の収入が確定した
認可の手續上、三〇〇万の予算を計上し、来春早々入札をする必要がある。

東京都西多摩郡初生町上水道

歳入歳出決算書

尚水道事業を行う為には、専門の職員を必要とするので、大般末都に依頼
して人選をして、いたが、適当な人が推薦されたので、近く雇傭し、内部より
改めて建設課に設けたいと思ふ。

一、助役

オ、五九三議案は、水道建設事業とし、二八兩年度の継続事業とするも
のがある。

オ、五九三議案は、更にこれを数学的に表したものである。

二、三年度予算に於けるは、井戸を掘ること、目途としている。配管工事等の完成は

三、八年来とある見込である。

財源中、国、都の補助各一五〇万円は、収入とあると思ふ。起債も一〇〇万円程度

許可されるよう努力する。

一般より、繰入れ四万円は、困難だが、起債の關係上、この程度の繰入れが必要である。

オ、五九三議案、これを特別会計とするに目途定めてあるものである。

オ、五九三議案は、三十七年度に於ける歳入歳出予算である。

一才七番(瀬古清晃) 財源に対する見通しを伺う

一町長 起債に依存するよりは困難と思うので町民各位の助力を要望し一般会
計よりの課入を希望する 誠意を以て実現に努力したい

一議長 本四件につき、要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨
を告げしる

日程才五 福重町一般職員の服務の宣誓に関する條例の一部改正について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げしる

書記 朗読

一助役 地方公務員法第三條による公務員の服務宣誓につき、教育職員の宣誓
を規定する必要がある

一才七番(設樂美知) 教育委員会が町條例を準用するか

一助役 農業委員会、選挙管理委員会等と同様教育委員会も町條例
の適用を受ける

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

一議長(田村利一) 本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定
する旨を告げしる

日程才六 福重町定数條例の一部改正について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げしる

書記 朗読

一町長 教育委員会事務局の設置に伴いその職員の定数を規定する必要
がある、学校以外の教育機関の職員とは学校の使丁を云っている

一才七番(船木基平) 職員は新規に産婦するのみ

一町長 運営方法が明確でないが一名位の職員は必要かと思う他は総務課職員で
兼務出来るかと思う

一才七番(設樂美知) 教育長は定数にはいるか

一助役 定数條例にはあらずい

一議長(田村利一) 本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決

定する旨を告ぐる。

日程オ七 福生町特別取員の給与並に費用并償に関する條例の

一部改正について

一議長(田村利二) 本件を議題とする旨を告ぐる。

書記 朗読

一町長 別表による金額は郡内他町村との均衡を考慮して算定した

平衡交付金に於ては月々〇〇円が見込まれてある。

一議長(田村利二) 本件下付委員の有意を會議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告ぐる。

日程オ八 福生町議会定例会條例設定について

一議長(田村利二) 本件を議題とする旨を告ぐる。

一議長() (地方自治法の改正により年々之圖であつた議会の定例会を町圃に改正する必要が生じた従つてそれ以外は臨時会とする。

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

一オ十三番(船木甚平) 定例会の時期は事務局の都合により決めたか

一助役 別段の意味はないが三月は予算八月は決算があるから必要と聞かう

一オ七番(瀬吉清菴) 町敷が減るのは残念であるが法の規定をうよむを得ない臨時会を月一回平均集めて招集されたい

一議長 本件につき委員の有意を會議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告ぐる。

日程オ九 取員の取分に専念する義務の特例に関する條例

制定について

一議長(田村利二) 本件を議題とする旨を告ぐる。

書記 朗読

一助役 地方公務員法第五條の規定により本條例制定の必要がある

一第一番(田村政二) 第三條第二項は何の意味するか

一町長 取員が健康診察等の場合取場とはなれる場合等である

一議長(田村利一) 本件につき、更議の意思を会議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程 第十 福生町常任委員会條例の一部改正について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる。

一議長() 教育委員会の発足に伴い、常任委員会の教育委員会の名称を変更必要がある。水道事業の実施に伴い、水道準備委員会と常任委員会とする必要がある。

午前中の水道準備委員会では、時期尚早であり、建設は特別委員会に進むべき旨の発言が多かった。

一第三番(村野武平) 改称した文教委員会は総務委員会に包含されるべきと思う。文教委員会の仕事は少ないので必要ないと思う。

二月改選並に検討されたい。

一町長 水道の完成は現在の準備委員会を特別委員会として進めたい。

東京都西多摩郡福生町役場

一第四番(井上頼太郎) 水道委員会の設置は時期尚早である。

一第七番(瀬古清彦) 現在の準備委員会が特別委員会となることに反対し、本委員を辞取する。

一議長(田村利一) 現在の水道準備委員会がその儘特別委員会となる旨を会議に諮り賛成多数につき、特別委員会とする旨を告げる。

一議長(田村利一) 本件につき、第三條中「治安委員会」の次に「水道委員会」を定める旨を削除するよう修正する旨を会議に諮り全会一致修正決定する旨を告げる。

附帶事項文教委員会は改選期近に研究する。

日程第十一 福生町税賦課金収條例の一部改正について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる。

書記 朗読

一税務課長 地方税法の一部改正に伴い、本條例を改正する必要がある。改正の要案

は接客人税、広告税の廃止されたことと法人の増収増税が認められることである。
以下條文に従ひ細部を説明する。

議長(田村利一) 本件につき要議の有無を會議に諮り全會一致東京案通り決定する
日を告ぐる。

日程 才十二昭和二十七年歳初生計公益質屋歳入歳出追加更正予算

議長(田村利一) 本件を議題とする日を告ぐる。

書記 朗読

一助役 公益質屋の運営状況は別紙の通り、一時借入金は一〇〇万円、貸付額は
一七〇万円に及んでゐる。従つて予算面の貸付金、金利息等も増額する必要がある。
ある。起債も五〇万許可され都下りの貸付金も五〇万円位の見通しがある。
と歳出面増減品、利息等が増となつてゐる。

一第十四番(村尾種吉) 融通條件は管外と管内と同一か

一助役 同一である。

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

議長(田村利一) 本件につき田中議の有無を會議に諮り全會一致東京案通り決
定する日を告ぐる。

三時 三十分 三時五十分 休憩

日程 第十四番(村尾種吉) 融通條件は管外と管内と同一か

議長(田村利一) 本件を議題とする日を告ぐる。

書記 朗読

一町長 一部事務組合として設置してゐた公平委員会が自治法改正により都の人
事委員会に事務委託されてゐることゝつたので委託することと致したい
と委員等も節約であることゝなる。

現委員に対しては既に解決である。

議長(田村利一) 本件につき要議の有無を會議に諮り全會一致東京案通り
決定する日を告ぐる。

日程 第十四番(村尾種吉) 融通條件は管外と管内と同一か

一 助役

今年の手算は既に支え、支えは予定されているものにつき、計といた
歳入の平衡交付金に確定しているのか、特別交付金を含めて予想さ
れる額である。

歳入中、道議会補助は、専ら年金の手数料も、重税といふので、その還
源である。

尚、細部にも説明、しよう。

一 第十番(野島子)

助役が教育長に兼任することにより、支障あり。

一 助役

三月末迄は差支えない。

一 町長

将来は適任者として任用する必要がある。

埼玉県に於て教育長不任の所があるうで、実際には必要でないか、ぬ。

一 第十番(世目川伴作)

予備にあるのは、忠霊塔の件も予算化された。

一 第十一番(野島子)

忠霊塔の進捗状況如何。

一 助役

兼任委員会に送り、場所や物色中である。生日、邦友会より再々

の西、求であったので、相模原中心電塔を視察した。大々々々という
目安とはないうる。いその右見本ゆる。構想図の作成に依頼とある。

一 第七番(瀬古清志)

年末に於ける金繰りの面は大丈夫か。

一 町長

現在の見通しでは差支えないので、大々々々という。赤字にはないうる。

と思う。都補助道に対する補助等も考え、いなか、出来る場合は競争

交付金等、何等かの方法により収入を得られるか、と思う。

道路の査定も、百万程度を受け、交付金に於るものも、三、五、十万位

の希望がある。

一 第七番(瀬古清志)

本町の道路の改修に対する意見は。

一 町長

何々の具体的問題については、建設委員会で諮られた。

一 第七番(瀬古清志)

消防団に、常設消防に切替える考があるか。

一 町長

現在、具休案も持っているというので、即答は出来ない。

一 第十一番(村野茂平)

中学の踏切は完成したか。

一助役 生日完成した、牛渡の踏切については出来るよう手配を整えている。

一第七番(瀬古清亮) 生税と滞納の現状について説明し、求む

一税務課長 別紙印刷物により説明する。

一第七番(瀬古清亮) 九月以降の収入市下が低下しているがこれはバブル問題と

関連するものと振興委員長の説明を求む

一議長(田村利一) 議事進行中第七番議員の発言は本会議終了后とする旨を

会議に諮り賛成多数につき本会議終了后とする旨を告げる。

一第十五番(木村幸彦) その件については来年度に考慮するよう望む

一議長(田村利一) 本件につき田長議の同意を会議に諮り全会一致承認し

決定する旨を告げる。

日程第十四、指定地の附受領について

一議長(田村利一) 本件を議題とする旨を告げる。

一助役 当初予算に於て第三分団車庫建設は二万四千の予算を計上したか

二十四万円の二割を以て西女とするので十三万円を指定地の附受領するところ。

一第四番(井上頼太郎) 治安委員会に諮らず上程したことは不審である。

一助役 当初予算に於て審議されたもので若干の増加を見た又である。

一治安委員長 井上議員の発言に対し治安委員各位の了解を求める。

一第三番(村野ま子) 実施に際しては治安委員会に諮りたい

一議長(田村利一) 本件につき田長議の同意を会議に諮り全会一致承認す

り決定する旨を告げる。

署名 名 議員 選挙

一議長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を会

議に諮り全会一致決定する旨を告げる。

一議長(田村利一) 左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致承認する

旨を告げる。